

mojimo-select iPad β版 サポートライセンス規約

以下の規約（以下「本規約」といいます）は、フォントワークス株式会社（以下「当社」といいます）が提供するフォント環境提供プログラム「mojimo」（当社が商品の種類毎に指定する複数の書体をパッケージにして提供するサービスの総称をいうものとし、以下「本サポートプログラム」といいます）の提供条件および本サポートプログラムの利用に関するお客様と当社との権利義務関係を定めることを目的とし、お客様と当社との本サポートプログラムの利用にかかわる一切の関係に適用されるものです。本規約をよくお読みいただき、本規約を理解して了承したことを確定するには、同意ボタンをクリックしてください。

1. 未成年者

未成年者が、本サポートプログラムの申込みを行う場合（下記2に記載するユーザーIDの登録を含みます）は、法定代理人（親権者など）の同意が必要です。未成年者は、事前に法定代理人の同意を得てから本サポートプログラムをお申し込みください。当社は、未成年者が本規約に同意して、本サポートプログラムの申込みを行った場合には、法定代理人の同意があったものとみなします。

2. ユーザーID

本サポートプログラムの申込みを行い、ご利用いただくには、当社所定のユーザーID登録が必要になります。ユーザーIDをご登録いただく場合、お客様は、真実かつ正確な情報を登録し、登録内容が常に最新となるようお客さまご自身で適宜修正する義務を負います。当社は、お客様が反社会的勢力の構成員（過去に構成員であった方を含みます）およびその関係者や、本サポートプログラムの利用において過去に不正使用を行ったり、第三者に迷惑をかけたりするようなお客様に対しては、ユーザーIDのご登録および本サポートプログラムのご利用をお断りすることができるものとします。

お客様はかかるユーザーIDおよびそのパスワードを自己の責任において適切に管理するものとします。ユーザーIDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者による不正使用等によって生じた損害に関する責任はお客様が負い、当社は一切の責任を負いません。ユーザーIDの不正使用等が疑われる場合は、ただちに当社にご連絡ください。

3. ライセンスの許諾

当社は、本規約所定の手続に従って成立する、お客様（日本国内に居住する個人に限るものとし、以下「申込者」といいます）と当社との本サポートプログラムの利用に係る契約（以下「本契約」といいます）の期間中に限り、本契約に定める条件にしたがって、本サポートプログラムを享受できる非独占的権利を申込者に許諾いたします。

申込者は、本サポートプログラムに基づき、当社がその時点で本サポートプログラムで提供している当社および当社が第三者から許諾を受けて提供している画面表示用フォント（以下「提供フォント」といいます。当社は、当社が必要と判断した場合には随時、提供フォントの追加、削除、入替え等の変更を行う権利を有します）およびユーティリティソフトウェア（以下「フォント等」といいます）を、当社がフォント等の動作を確認しているハードウェア構成、システム要項等の条件を満たした申込者の選んだPCその他のデバイスで動作するプラットフォームOS環境（以下「適格OS」といいます）にインストールし、使用することができます。これらフォント等は、本サポートプログラムのサービスの一つとして契約期間中、申込者に貸与されるものです。但し、本サポートプログラムに基づいてフォント等をインストールし、使用するためには、申込者は、本サポートプログラムを受ける適格OSの台

数分の有効なライセンスを取得していなければならない（ただし、お客様が購入できるライセンス数の上限は1ライセンスとします）、適格OS以外の環境において、フォント等をインストールし、使用することはできません。フォント等をインストールした適格OSをファイルサーバー機能、ファイル共有機能等を使って、フォント等のファイルを他のPCへ公開、共有させることはできません。また、申込者が契約した適格OS以外に、フォント等のファイルをコピー、配布することはできません。

ファイルサーバーとして機能しているPC（サーバー用PC）は、本サポートプログラムの対象とはなりません。したがって、サーバー用PCには、フォント等をインストールすることはできません。申込者が本サポートプログラムに基づいてフォント等をインストールし、使用することができるのは、本契約の存続期間中に限られ、本契約が終了した場合には、申込者は、フォント等を、適格OSより直ちに削除するものとします。

申込者は、本契約で提供されるフォント等に関する全ての権利が当社または当社が許諾を受けた会社に帰属していることを認め、本契約で提供されるアプリケーション等の変更、リバースエンジニアリング、ディスアSEMBル、デコンパイル、翻訳、改変あるいは流用翻案等を行わないことに合意するものとします。

申込者は、第三者に使用（有償・無償を問いません）させる目的で、フォント等ファイル自体、または提供フォントから取り出したアウトラインデータ等のデータを、そのまま、または改変等を加えて、インターネット、LANその他のネットワークを通じて送信し、または頒布することはできないものとします。

申込者は、通常の事業および個人的な目的に限って、日本国内においてフォント等を使用することができるものとし、日本国外での使用はできないものとします。

申込者は、ロゴタイプに提供フォントを使用することができるものとしませんが、当該使用により当社または当社が許諾を受けた会社が当該フォントに関し有する権利を申込者に譲渡するものではありません。

申込者は、本契約で提供される提供フォントを使用して、固有ハードウェアのシステムフォント、固有のアプリケーション用フォント、ゲーム表示用フォント、デザイン素材集用フォント、放送用フォント等で、主に販売または頒布を目的とした製品等にデジタルデータとして二次使用をしてはならないものとします。

当社は、本サポートプログラムに関して個別に提供条件（以下「特約」といいます）を定めることができるものとし、特約は本規約の一部を構成するものとします。本規約の定めと特約の定めとが異なる場合には、特約の定めが優先して適用されるものとします。

4. サポートプログラムの発注

当社は、申込者が契約された単位ごとにIDを発行し、mojimoアプリを提供し、その使用を許諾します。

（1）当社もしくは当社から本サポートプログラムの販売代理に関する権限を付与された正規販売会社（以下「販売会社」といいます）に対して本サポートプログラムの申込書を提出することまたは（2）当社所定のウェブサイトにおいて、当社所定の手続に従って本サポートプログラムの申込みを行うことにより、申込者は、本サポートプログラムの申込を行うものとします。

申込者が適切に記入した申込書または申込者による当社所定のウェブサイト経由の申込みを当社が受領し、確認し、これを承諾した場合には、本契約にしたがい申込者が本サポートプログラムを享受するためのライセンスキーを発行し、申込者（申込者が申込時に指定したメールアドレスまたは住所）宛てに本契約の成立に係る通知をいたします。

申込者は、所定の条件により要求される時および態様で、本サポートプログラムに関して請

求されたすべての金額を、当社または販売会社に対して支払うものとします。

申込者が本契約の期間満了後直ちに新たな本サポートプログラムを発注する場合には、当社または販売会社は、申込者の新規契約に基づく新規の本サポートプログラムの価格を提示し、申込者は、当社または販売会社に対してこれを支払うものとします。

5 期間および終了.

本契約は、前条に定める申込者の申込みを当社が承諾した日から効力を生じるものとし、2020年9月1日をもって期間満了により終了します。

申込者が本契約に違反した場合、申込者が所有する財産に差押、仮差押、仮処分を受けた場合、競売の申し立てを受けた場合、または破産、民事再生、会社更生等の申し立てを自ら行い、もしくは、申し立てを受けた場合、支払停止または支払不能の状態になった場合、合併以外の事由により解散した場合、申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力であった場合には、当社は、催告等の手続を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。これらの事由による解約権の行使は、損害賠償の請求を妨げないものとします。

期間満了、解除その他終了原因の如何にかかわらず、本契約が終了した場合には、申込者は、本契約に基づいてインストールおよび使用を許諾されていたフォント等を、適格OSより直ちに削除するものとし、当社の要求がある場合には、かかる削除の事実を当社に証明するものとします。

第5条、6条、7条、8条ないし12条は、本契約の終了または満了後も存続します。

6. 遵守事項.

申込者は、有効なライセンス数および適格OSへのフォント等のインストール数についての記録を作成し、保管しなければならないものとします。

申込者は、当社が定める本サポートプログラムに関する利用案内・注意事項等を遵守しなければならないものとします。

当社は、本契約の有効期間中およびその終了後2年を経過するまで、本契約の定める条件が遵守されているか否かを確認するために、当社または当社の委託する第三者を通じて申込者を検査する権利を有するものとします。但し、かかる検査は、通常の業務時間内に、申込者の業務を不合理に妨げない方法で行われるものとしますが、故意に検査の妨害がなされた場合等はこの限りではないものとします。

申込者は、本契約に基づき貸与されたフォント等の管理を厳格に行うものとし、万一、第三者による法律または本契約で禁止されている行為が、申込者に貸与されたフォント等またはその複製物を用いて行われた場合は、当該行為は申込者自身の行為とみなされるものとします。

フォント等を利用することができるのは申込者のみに限るものとし、申込者は、フォント等を申込者以外の第三者に使用等させてはならないものとします。

上記の場合、申込者は、フォント等の不正なインストールや使用等を調査しこれを停止させるにつき、当社にあらゆる合理的な協力を提供するものとします。

万一、提供フォントの不正使用が発見された場合、1フォントにつき当社フォントパッケージ製品の希望小売価格に、本サポートプログラムで提供しているフォント数と不正使用されていたPC等の台数を乗算とし、他の損害等を含めた金額を損害金として請求するものとします。

申込者は、転居等登録情報の変更があった場合は、速やかに当社へ連絡するものとします。

7. 無効化手段.

当社は、本契約に基づき当社が提供する本サポートプログラムで提供されたフォント等に、プロアクティブな技術的無効化手段を包含させ、これにより、時限装置により、ひとたび本契約が満了した場合または終了された場合には、当社が、本サポートプログラムで提供されたフォント等を無効化することができる権利を有するものとします。

8. 非保証.

申込者は、提供フォントを自己の責任において使用するものとし、当社の故意または重大な過失を原因とするときを除き、提供フォントの使用または使用不能により生じうるいかなる損害についても当社が一切責任を負わないことを了承するものとします。当社は、提供フォントに関し、明示、黙示を問わず、商品性、品質、特定目的適合性、権利非侵害その他について一切の保証責任を負わないものとします。

9. 秘密保持

申込者は、本契約に関連して当社が申込者に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱うものとします。

10. 申込者情報の取扱い

当社による申込者情報の取扱いについては、別途当社プライバシーポリシーの定めによるものとし、申込者はこのプライバシーポリシーに従って当社が申込者の情報を取り扱うことについて同意するものとします。

当社は、申込者が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用および公開できるものとし、申込者はこれに異議を唱えないものとします。

11. 本規約等の変更

本規約等は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。なお、本規約等の変更は、申込者に当該変更内容を知（原則として本サポートプログラムに関する当社のウェブサイト内に掲示する方法により行います）その他相当の方法で公表するものとし、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

12. 通則.

見積書兼申込書、住所情報、申込付属書、販売会社情報、mojimoサポートライセンス規約（契約書）からなる本契約は、本契約の主題に関し申込者と当社との間の完全なる合意を構成し、かかる主題に関するすべての、以前および同時の意思表示を無効にします。本契約に関連するすべての変更は、第11条（本規約等の変更）によるものを除いて、両当事者の署名または押印が付された書面によることなくしては拘束力を有しないものとします。

申込者は、本契約または本契約に基づく申込者の権利もしくは義務を、第三者に対して譲渡・移転・貸与等することはできません。当社は、申込者の事前の承認を得ることなく、本契約または本契約に基づく当社の権利または義務を第三者へ譲渡または移転することができるものとし、当該譲渡または移転の事実を申込者に通知するものとします。

本契約のいずれかの規定が無効または強制不能と判示された場合にも、本契約の残余の規定

または部分は完全なる効力を有し有効であり続けるものとします。無効または強制不能性が本契約の規定または一部が不合理であることに起因している場合には、裁判所または仲裁人（場合によって）は、法律により認められる最大限でかかる規定または一部を有効とすべく、これを変更することができるものとします。

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関する裁判については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以上

2020年4月1日施行